

 県 章	沖縄県公報	定期発行日 毎週火・金曜日 (当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。)
目次 公安委員会事項 ○沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 1 公 安 委 員 会 事 項 沖縄県公安委員会規則第10号 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和 8 年 8 月 28 日 沖縄県公安委員会 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。 第 8 条 第 1 項 第 1 号 及び 第 2 号 中 「その他の道路」を「令第11条第 1 号イからニまでに掲げる一般道路」に改め、「60キロメートル毎時」の次に「、同条第 2 号に規定する一般道路にあっては30キロメートル毎時」を加える。 附 則 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。		

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁地下 1 階
--	--